

# 下水道課からのお知らせ

令和元年10月1日から下水道使用料の消費税が10%になりました。



消費税率の改正に伴い、下水道使用料の改定を行いました。  
なお、9月30日以前から継続利用の場合は、10月および11月検針分までが経過措置として8%の税率となります。  
**【消費税額以外の料金の変更はありません】**

今回の改定により、基本料金部分（2カ月20m<sup>3</sup>まで）の使用料が62円の引き上げとなり、使用水量が2カ月で40m<sup>3</sup>の世帯では、下水道使用料は7,120円が7,260円と140円（すべて税込）の増加となります。

**【裏面に料金早見表を記載しています】**

ご不明な点はお問い合わせください。

## ★下水道使用水量の算出方法(2カ月分)

- (1) 水道水のみを使用の場合…「水道使用水量」を下水道使用水量とします。
- (2) 井戸併用の場合…「水道使用水量」と「認定使用水量」（下の表より算定した使用水量）を比較して多い方を下水道使用水量とします。
- (3) 井戸のみの場合…下の表の認定使用水量を下水道使用水量とします。

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人
認定使用水量	12m <sup>3</sup>	24m <sup>3</sup>	36m <sup>3</sup>	44m <sup>3</sup>	52m <sup>3</sup>	60m <sup>3</sup>
使用料	3,410円	4,180円	6,490円	8,070円	9,700円	11,330円

※世帯人員のうち3人まで1人につき12m<sup>3</sup>、4人からは1人につき8m<sup>3</sup>を加算します。

※(2)及び(3)の方で世帯人員に変更があった場合は、速やかに下水道課へご連絡をお願いします。

## 下水道使用料（2カ月分）新旧対照表 \*消費税等含んでいます。

2カ月あたりの水量		旧使用料	新使用料
①基本料金（20m <sup>3</sup> まで）		3,348.00円	3,410.00円
②20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	（超過料金） 1m <sup>3</sup> につき	189.00円	192.50円
③40m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで		199.80円	203.50円
④100m <sup>3</sup> を超えるもの		221.40円	225.50円

※計算の結果生じた10円未満の端数は切り捨てます。

光市 下水道課  
TEL 0833-72-1473

# 光市下水道使用料早見表（2カ月分）

令和元年10月1日改定

見方：(例) 2カ月間の水道使用水量が52m<sup>3</sup>の場合  
 左の縦列50m<sup>3</sup>と横列2m<sup>3</sup>が交差する数値…下水道使用料(2カ月分)9,700円

(単位：円 消費税及び地方消費税10%を含む)

1の位→ ↓10の位	0m <sup>3</sup>	1m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	7m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup>
0m <sup>3</sup>	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410
10m <sup>3</sup>	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410	3,410
20m <sup>3</sup>	3,410	3,600	3,790	3,980	4,180	4,370	4,560	4,750	4,950	5,140
30m <sup>3</sup>	5,330	5,520	5,720	5,910	6,100	6,290	6,490	6,680	6,870	7,060
40m <sup>3</sup>	7,260	7,460	7,660	7,870	8,070	8,270	8,480	8,680	8,880	9,090
50m <sup>3</sup>	9,290	9,490	9,700	9,900	10,100	10,310	10,510	10,710	10,920	11,120
60m <sup>3</sup>	11,330	11,530	11,730	11,940	12,140	12,340	12,550	12,750	12,950	13,160
70m <sup>3</sup>	13,360	13,560	13,770	13,970	14,170	14,380	14,580	14,780	14,990	15,190
80m <sup>3</sup>	15,400	15,600	15,800	16,010	16,210	16,410	16,620	16,820	17,020	17,230
90m <sup>3</sup>	17,430	17,630	17,840	18,040	18,240	18,450	18,650	18,850	19,060	19,260
100m <sup>3</sup>	19,470	100m <sup>3</sup> 以上は1m <sup>3</sup> につき225.50円を加算し、10円未満を切り捨てます。								

## 下水道使用料 計算のしかた

下水道使用料は、通常2カ月に一度の水道メーター検針水量をもとに計算しており、検針が行われた月の翌月に水道料金と合わせてお支払いいただきます。

下水道使用料の内訳は、基本料金と超過料金があり、基本料金は使用水量にかかわらずお支払いいただく使用料で、超過料金は、20m<sup>3</sup>を超えた水量に応じてお支払いいただく使用料です。

### \* 下水道使用料 計算例

【使用水量が52m<sup>3</sup> (2カ月) の場合】

基本料金20m<sup>3</sup>まで 3,410.0円…①

超過料金

$(40\text{m}^3 - 20\text{m}^3) \times 192.5 = 3,850.0\text{円} \dots \text{②}$

$(52\text{m}^3 - 40\text{m}^3) \times 203.5 = 2,442.0\text{円} \dots \text{③}$

計 (①+②+③) 9,702.0円

\* 10円未満を切り捨て9,700円となります。

光市 下水道課  
 TEL 0833-72-1473